

**里親による里子への傷害事例
検証結果報告書**

平成 22 年 3 月

大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
児童虐待事例検証部会

目 次

事例の概要	1
1 事例の概要	
2 事例の経緯と児童相談所の関与の状況	
3 保育所の対応	
事例の検証による問題点・課題の整理	4
1 里親申込者調査と里親認定	
2 委託児童と里親のマッチング	
3 里親委託後のフォロー	
4 関係機関との連携・情報交換	
再発防止に向けた取り組み	8
1 里親申込者調査の充実	
2 里親認定後の段階的な里親委託	
3 里親委託における援助指針の実行及び再検討	
4 里親委託後のフォローの充実	
5 里親制度全般の体制や仕組みの充実	
(資料)	14
1 運営規定	
2 委員名簿	
3 審議経過	

事例の概要

1 事例概要

本市登録の養育里親である里母が、平成 21 年 5 月 27 日、自宅マンションで里親委託中の里子(5 歳女兒、以下「本児」という)に傷害を負わせたとして、傷害容疑で同年 10 月 14 日に逮捕され、現在公判中である。

本事例は、中央児童相談所() (以下「児童相談所」という)が、平成 20 年 5 月 29 日から、本児をこの里親に委託していたが、事件当日の平成 21 年 5 月 27 日に里親委託を解除した。

当該児童 5 歳(女兒)(保育所在籍)

里親家庭

里父、里母(ともに 30 歳代) 実子(小学生)、本児の 4 人世帯

「中央児童相談所」は平成 22 年 1 月から「こども相談センター」に変更

2 事例の経緯と児童相談所の関与の状況

【里親委託まで】

平成 19 年 11 月 30 日	里親申し込みのための一件書類を児童相談所が受理
平成 20 年 1 月 4 日	里親申込者調査のため児童相談所が家庭訪問
平成 20 年 1 月 16 日	大阪市社会福祉審議会児童福祉分科会里親審査部会で審議
平成 20 年 2 月 21 日	里親認定
平成 20 年 5 月 27 日	実親の体調不良による 3 週間程度の短期養育ケースとして児童相談所が相談受理

【里親委託後】

平成 20 年 5 月 29 日	本児の里親委託を開始
平成 20 年 6 月 4 日	里親宅を家庭訪問(里親支援事業相談員)
平成 20 年 6 月 9 日	里母へ架電、養育状況を聴取
平成 20 年 6 月 18 日	里親宅を家庭訪問(児童福祉司と里親支援事業相談員)
平成 20 年 7 月 1 日	里親宅を家庭訪問(里親支援事業相談員)
平成 20 年 8 月 4 日	本児の心理判定実施
平成 20 年 9 月 1 日	本児、A 保育所入所
平成 20 年 9 月 30 日	里親から本児の受託児童状況報告書を受理
平成 20 年 11 月 21 日	里母が隣区保健福祉センターに匿名で相談
平成 20 年 12 月 4 日	里母予約なしで来所、相談受理
平成 20 年 12 月 15 日	里親宅を家庭訪問(児童福祉司と児童心理司)
平成 20 年 12 月 16 日	里母に架電、食事について助言

平成 21 年 1 月 8 日	里親から本児の受託児童状況報告書を受理
平成 21 年 1 月 27 日	里親宅を家庭訪問(児童福祉司と児童心理司)
平成 21 年 2 月 28 日	里親から受託児童状況報告書を受理
平成 21 年 3 月 5 日	里父母が本市の養育里親研修に参加、その後面談
平成 21 年 3 月 21 日	里母より受電、本児の近況報告
平成 21 年 3 月 31 日	里親から本児の受託児童状況報告書を受理
平成 21 年 4 月 30 日	里親から本児の受託児童状況報告書を受理
平成 21 年 5 月 15 日	里母へ架電、養育状況を聴取、翌月の家庭訪問を約す
平成 21 年 5 月 27 日	B 病院から虐待通告を受理
平成 21 年 5 月 27 日	本児の里親委託を解除し、一時保護決定とする
平成 21 年 10 月 14 日	大阪府警察が里母を傷害容疑で逮捕
平成 21 年 10 月 16 日	里親の里親登録を抹消
平成 21 年 12 月 15 日	大阪地裁にて第 1 回公判
平成 22 年 3 月 19 日	大阪地裁にて第 2 回公判

【児童相談所の対応】

- ・ 本事例里親については、子育て支援活動の経験もあり、養育里親としての適格性に問題はないと認識していた。里親として初めての受託経験であったが、受託後も本児の養育に熱意をもって接していた。
- ・ 当初、3 週間程度の短期養育を前提として委託したが、実親の病状が回復せず、結果として委託が 1 年間継続することとなった。
- ・ 当初の委託予定期間(3 週間)経過後、児童相談所としては、里親に対して里親委託を継続するか否かの意志確認を行った。
- ・ 本児は、基本的な生活習慣が未確立であったため、大人との関係が結びにくい面があり、里母の訴えによれば相手を無視したりパニックになったり様々な試し行動を行っていた。
- ・ 委託後、節々で里母と情報交換し、里母のストレスや悩みについて助言をし、保育所入所についても支援をしてきたが、対応が困難な児童に対して里母が献身的な努力をしていると認識していた。
- ・ 事件後、本児は証人として、警察からも事情聴取をされていたが、検察官を含め執拗な捜査対象としてさらされ事件の二次被害に遭わないよう、児童相談所として弁護士を通じて検察庁に配慮を求める意見書を提出した。

3 保育所の対応

平成 20 年 9 月 1 日 A 保育所入所(事件後退所)

- ・ あざや傷のあった時は、里母より詳しく話を聞いた。
- ・ あざや傷の原因は里母の申し立てにより本児がパニックを起した時にできたものと捉えていた。

- ・ 入所当時より要支援児童として、毎月の会議で、本児の姿を伝え職員間で見守り、認識の共有化を図っていた。
- ・ 保育所では、パニック等、特に目立った問題行動は認められなかった。

事例の検証による問題点・課題の整理

本事例の検証にあたっては、以下のヒアリングを実施し事実関係を確認した。

- ・ 児童相談所の関与状況について、児童相談所職員からヒアリング。
- ・ 保育所での関与状況について、保育所職員からヒアリング。
- ・ 里親委託後のフォローと、里親制度全般の体制・仕組み等の課題について、大阪市里親会関係者及び社団法人家庭養護促進協会関係者から意見聴取。

上記のヒアリングを踏まえ、次のとおり、本事例の問題点・課題を整理した。

1 里親申込者調査と里親認定

(1) 里親申込者調査

- ・ 児童相談所では、里親申込者については、児童の養育に対する正しい理解と愛情があり、安定した養育環境のもとでその成長を助けることができる家庭かどうかを判断するため、必ず家庭訪問を行い、家族全員と面接し詳細な調査を行い、里親申込者調査意見書を作成している。
- ・ しかし、第1回公判において証拠として提出された親族の供述調書によれば、里母は実子を叱るとき急にものすごい剣幕で怒り出すため、里親になると聞いたとき不安を感じていたとのことであった。
- ・ 里親夫婦が里親になることに親族が同意しているかどうかは申込者調査の際に確認することが望ましい項目であるが、直接親族への聞き取りは行っていない。

(2) 申込み動機の把握

- ・ 本事例において、里親は申込書の申込み動機に「実子でない子を預かることで自分らも成長し家族の和が深まる」と記している。里親として実子ではない子を育てることで、より大きな社会的役割を果たしたいとの動機が、里母に本児の養育を途中で投げ出すことを阻む結果となったと推察される。

(3) 里親認定

- ・ 児童相談所は、里親申込者である里父、里母と面接し、同居の家族、里親申込みの動機、養育希望か養子希望か、経済状態、家屋の状況、地域の状況、家庭の雰囲気、里父母の生育歴、職歴、性格、夫婦関係、健康状態、家庭の雰囲気、親族・友人など外部との関係、養育方針、養育に対する理解・熱意などについて、詳細な調査を実施した結果、里親として懸念される点なく養育里親として適当であるとして、大阪市社会福祉審議会里親審査部会に諮問している。
- ・ 諮問の際、児童相談所は、委託にあたっては、要保護児童の養育が里父母にとって初

めでの経験であり、適宜、児童相談所による支援・助言が必要であること。また、実子との関係性を十分考慮に入れて検討することを留意点として挙げていた。

- ・ 里親審査部会においては、実子を入寮制学校に行かせているのになぜ他人の子を預かるのかという委員の質問に対し、実子本人の意志を尊重して決めたこと、実子にも里子を迎える話をして理解を求めたと説明している。また、里母が子育て支援活動の実績があることを評価し、今後の里親開拓につながる資源であるとの意見があった。里親審査部会として養育里親として適当であるとし、里親認定したものである。
- ・ 本事例の場合は、実子が一人あり、実子と里子との比較や子ども同士の葛藤などをもち、さらす恐れがあるものの、子育て支援活動の実績などから、里子の養育について一般より理解も熱意も能力も十分であると認められ、里親としての認定は妥当と判断された。

2 委託児童と里親のマッチング

(1) 当初のマッチング

- ・ 児童相談所は、実親から、病状が安定するまで3週間程度本児を預かってほしいとして相談を受理した。当時、一時保護所が満床であるため緊急一時保護が困難であった。本児については、当時通っていたC保育所から、発達の遅れなしとの情報を得ていたため、心理判定は実施せず、短期養育ケースとして、実親の同意のもと里親に委託された。
- ・ 児童相談所は、従前から、短期の養育里親への委託に積極的に取り組んでいる。
- ・ 里親に里子の養育経験はなかったが、子育て支援活動の実績をもち地域の児童を預かった経験のある里親に、3週間の短期養育として、本児を委託した。
- ・ この時点における本児と里親のマッチングには特に問題は認められなかった。

(2) 委託期間延長後のマッチング

- ・ 里親委託後、本児の基本的な生活習慣が未確立であったことが判明。また、委託して約2週間後、実親から体調が回復せず、本児の委託を延長してほしいとの申し出があった。
- ・ 委託当初と比べ、本児の状態把握、委託期間に変化があった。この時点で、本児の里親家庭での様子、里親子関係、本児と里親とのマッチングなども含め、あらためて援助指針の見直しが必要であったが行われなかった。
- ・ 里親委託20日後、児童福祉司と里親支援事業相談員が家庭訪問の際に、里親に委託期間が延びるため一時保護した後、施設への入所を提案したが、里親が引き続き養育する意向を示したため、里親委託を継続した。

(注): マッチングとは、里子となる児童と里親との組合せのことで、児童相談所が、里

親委託するにあたり、児童の年齢、性別、生育歴、発達状態、性格、保護者との関係などを考慮し、児童にとってふさわしい里親を選ぶことをいう。

3 里親委託後のフォロー

(1) 里親委託後の指導

- ・ 児童相談所では、専任の里親担当児童福祉司3名体制をとり、委託後の指導にあっている。平成15年度からは、非常勤の里親支援事業相談員が、里親家庭を定期的に訪問し、委託児童の状況把握、養育相談、里親自身に関する相談・指導を行い、里親を支援している。
- ・ 本事例において、委託直後には、1か月間に3回、児童福祉司や里親支援事業相談員が里親家庭を訪問するなど集中的に対応していたが、それ以降は、適宜、必要に応じて児童福祉司が児童心理司とともに訪問するという状況にあった。
- ・ 児童福祉司は、里親会等の行事参加で里父母や本児と顔を合わせる機会が多かったことから「安心な家庭」という認識のなかで対応していた。
- ・ 委託後2か月目の7月の段階でフォローは適切であったのか。結果として里親を孤立させていた可能性がある。里親の悩みを聞き助言やレスパイト・ケアを提案するまでには至っていない。
- ・ 委託後3か月目に本児の心理判定を実施。所見では、「情緒的な面で緊張、不安が高く、社会性を獲得するため集団生活に参加する機会が必要である」とされたが、里親子関係において問題となる点は認められなかった。
- ・ 本児の心理判定を実施した8月以降は、それら判明した事情を踏まえて見立てをし、家庭訪問を増やすことや、児童福祉司から里親に対し困っていることはないかどうかを確認するなど里親の真意を汲み取る関係づくりをすることが大切であった。里親自身は、里親会や児童相談所の主催する行事や研修にも積極的に参加しており、その努力を認めて里親に対する周囲の評価も高かった。しかし、その里母の努力を過大評価することが却って、里母が悩みを打ち明けにくくして孤立感を深めさせていた可能性を否定できない。

(2) アポイントなしの来所相談

- ・ 平成20年12月4日、里母がアポイントなしで児童相談所に来所。「自傷行為あり、本児の対応がしんどい。食事が遅くなった。里母になつかず里父との態度が違う」と相談があった。
- ・ 面接した児童福祉司は、里母が本児の引き上げや分離は望んでいなかったことは確信できるものの、何をどうしてほしかったのか、その真意にまで理解が及ばなかった。
- ・ また、里母から聞いている受託後の本児の生活習慣の未確立エピソード等から自傷行

為はあり得ると判断した。

- ・ しかし児童福祉司だけの判断では不十分であるとの認識もあり、その後、児童心理司とともに訪問している。

(3) 区保健福祉センターからの情報提供

- ・ 児童福祉司は、平成 21 年 3 月 19 日になって、隣区保健福祉センターからの次のような情報提供を受けた。
- ・ 「平成 20 年 11 月 4 日、保健福祉センター主催の子育て講座受講申し込みに来所した里母から匿名で相談あり。里父になつくが里母になつかない、食事が遅い、入浴や洗面を怖がるなど本児の対応が困難である。児童相談所の担当ワーカーは忙しく話しづらい、児童相談所には絶対に連絡しないようにと訴えていた。相談員から、ひとりで抱え込まず、児童相談所に相談するように何度も勧めるが、これ以降相談はなかった。」

4 関係機関との連携・情報交換

- ・ 児童相談所は、里親委託後、保育所や区保健福祉センターなどとの連携や情報交換が十分でなかった。他機関の情報がないなかで、児童相談所における里父母への信頼感が、里母の養育能力や本児との関係性を客観的にアセスメント(評価)を行うに至らなかった。
- ・ 保育所では、あざや傷を発見した際には、そのつど、里母に説明を求め確認している。また、里母もあざや傷を隠すことなく保育所に話していた。以上より、保育所は、里母は養育熱心でまじめであり、里母の申し立てどおり、本児がパニックを起こしたときにできたものと捉えていたため、児童相談所への情報提供は行っていなかった。
- ・ 毎日児童と接し、児童虐待を早期に発見しやすい保育所において、児童の状態や症状から、児童虐待を疑わせるサインを見逃さない対応が必要であることや、また、関係機関との積極的な協議や情報交換も日常的に行うことを再度徹底することが必要である。

再発防止に向けた取り組み

1 里親申込者調査の充実

(1) 必要に応じた調査の充実

里親申込者に対する調査に関わっては、里親申込みは基本的に善意に基づいてなされていること、里親制度の普及の視点からはその善意を歓迎すべきものであり、申込者の善意に基づく意欲を挫くような調査は基本的に望ましくない。他方で、養子里親・養育里親とも委託後は他人の子どもを家庭に迎え入れその人格を受け止め養育にあたるものであり、その負担と責任は重大であることから、その重責に耐えうるかどうかという視点から調査は不可欠である。よって、現在でも申込者調査は申込者からの聞き取りを中心としているものの、その生育歴・夫婦関係等をはじめ申込者自身さえ気付いていない背景・事情まで掘下げて聞き取りをしている。他方で、第三者に対する「聞き合わせ」などのいわゆる裏づけ調査は行なわれていない。本事例では里親の親族に対し「聞き合わせ」を行なっていれば、里母が気付いていないか気付いても調査者に言いたくない事情が調査の段階で明らかになっていた可能性がある。

詳細な調査は、里親制度の普及を阻害するという意見もあるが、その趣旨は、決して里親の認定を厳しくするためではなく、むしろ、児童と里親とのマッチングへの配慮や里親委託後のフォローを充実し里親を支援するためである。

過去には里親申込者の同意を得て、必ず近隣、知人等の第三者に聞き合わせをしていた経緯がある。よって、今後、調査者は必要がある時には「聞き合わせ」を行うことができるようにする方が望ましいと考えられる。そのためにも、申込者本人から、本人の善意を否定しないように、例えば、よりよいマッチングのために必要なこと等を説明して「聞き合わせ」を第三者に対して行うことについての同意を前提として得ておくことが望ましい。

(2) 調査における面接技術の向上

里親としての申込みの動機は、児童を養育する過程で、どこまで児童の気持ちを理解し、その行動を受容していくことができるかに関係する。里親申込者調査において、潜在的な動機を、どのようにして把握するのがポイントとなる。

また、そうして得た調査結果(聞き取り内容そのものではなく、あくまでも調査から得られた結論部分)については、積極的に申込者に開示し、申込者本人の自己認識と調査者(里親担当児童福祉司)の申込者像とが乖離しないようにする必要がある。その結果、申込者自身、自分でも気付かなかった特性を自覚できるうえ、調査者との間の信頼も深まり、児童福祉司に悩みを相談しやすくなると考えられる。また、委託後に予想される養育上の問題点も明らかとなり、里親委託後のフォローにも効果が期待できる。

そのためには、児童相談所における必要な人員と専門性の確保が前提ではあるが、申込者調査における児童福祉司の調査能力や面接技術の向上が求められている。

2 里親認定後の段階的な里親委託

里子によるいわゆる「試し行動」への対応など扱いの難しい状態を含めてその児童の全人格を受け止め養育することは容易なことではなく、認定の条件として何が起きても動じることなく里親として完璧に振舞えなければならないとすることは現実的ではないと思われる。むしろ、問題が起きれば驚き悩むのは自然であり、問題を見せずそれでもその児童を受け入れようと努力できるか、その際児童に自分の考えを押し付けず他者の援助や助言を得て里親である自分の方で物の見方や行動を変えられるだけの柔軟性と度量があるかどうかが重要である。

すでに、現在の里親審査部会において行われていることであるが、児童の委託にあたっての注意点や条件付けなどの意見が付され里親として適当と認められる場合がある。里親審査部会で付された意見に則り、認定後、例えば週末里親や施設実習など里親が徐々に養育経験を積んだり、個々の里親の力量やマッチングを踏まえ、さらに児童の委託期間の配慮を行うなど、里親として成長していけるよう段階的な里親委託を心がけることが重要である。

3 里親委託における援助指針の実行及び再検討

(1) 早期の援助方針会議と自立支援計画の徹底

養育里親への短期委託を推進するにあたっては、次の二点に留意すべきである。一点目は、一時保護期間と同様なごく短期の委託の場合、緊急を要するケースが多く、事前の児童や保護者の調査が不十分なまま委託される場合があるが、委託後、できるだけ早期に心理判定や医師による診察、保護者にかかわる社会調査を行い、これらに基づき、総合的に診断し、援助方針会議の結果に基づき援助指針を決定すること。二点目は、自立支援計画の立案とその遂行である。短期をどれくらいの期間と考えるかにもかかわるが、一般的には短期養育とは1年以内とされている。これは、保護者が何らかの事情により子どもを育てることができないため里親に児童を委託するが、再び保護者が引き取り育てるためには、できるだけ短い期間が望ましいという考えに基づいている。当初の段階で、児童の保護とともに、保護者の状況をしっかり分析し、どのような援助をすれば一日も早く保護者引き取りが実現できるのか、自立支援計画に基づいて保護者を指導していくことが必要である。

(2) 自立支援計画作成における留意点

里親が行う養育に関する最低基準（平成14年厚生労働省令）では、「里親は、児童相談所長があらかじめ当該里親並びにその養育する委託児童及びその保護者の意見を聴いて当該委託児童ごとに作成する自立支援計画に従って、当該委託児童を養育しなければならない。」とされており、策定された自立支援計画（養育計画）の実施後、その後の児童やその保護者等の状況変化に応じて、計画を見直すなど適切な措置を講じる必要がある。その際には、里親、当該児童、その保護者及び関係機関等の意向を十分踏まえて再検討を加えていく必要がある。場合によれば、必要に応じて児童の一時保護を行い、行動観察等による再評価や児童の意向確認など客観的な情報収集を行うように努めることが大切になる。そのため、里親には、委託後に再評価のため一時保護することもあり得ると事前に説明し、理解を得ておくことも考慮すべきである。

(3) 里親への情報の提供

一般的に里親は、児童を委託されるにあたり、児童相談所から提供される児童の情報が不足していると感じている。児童の個人情報保護の観点からみれば里親に伝えられる情報が限定されることはやむをえないが、里親が行う養育は社会的な養育であり、児童を養育するにあたって必要な情報は、委託後も段階的に追加するなど柔軟な姿勢で里親に提供されることが望ましい。その際には、里親自身が守秘義務を厳守するとともに個人情報の適正管理の徹底を図ることが必要である。

4 里親委託後のフォローの充実

(1) 里親委託後の指導における専門性の確保

里親委託後のフォローは、里親家庭への定期的な訪問回数を増やすだけで事足りるものではない。里親宅を訪問した際に、生気のない里子の様子や発する症状、里親側の拒否感、里親子のギクシャクした様子など、失敗ケースに共通するサインやダイナミズムに気付くことが必要である。そのためには、里親が訴えればともに悩み考える信頼関係を、里親と児童福祉司との間に築くことが大前提である。さらには、里親子関係の修復が困難と判断される場合には、児童の権利を最優先し児童を引き上げる冷静さも必要である。これらは、いずれも、熟練した里親担当児童福祉司の専門的技術である。いかにして専門性を確保するのかという点からの工夫が必要であるが、さらに、個人の判断に依拠しすぎず、折々に組織的協議を行って判断することも大切である。

(2) 児童相談所以外の相談窓口の確保

一般的に里親には「弱音をケースワーカーに言ったら委託を打ち切られ里子を取り上げられるかもしれない」という不安が常にあり、本音を児童福祉司に打ち明けづらい状況がある。だとすれば、児童福祉司以外にも相談できる機会と窓口があれば、本事例の里親も一人で悩むだけではなく誰かに相談して問題解決の方法を見出せていた可能性もあったのではないか。それを踏まえれば、児童相談所以外の相談体制も整える取り組みが必要である。

(3) レスパイト・ケア（一時休息）の有効活用

レスパイト・ケアについては、里親側の急用などやむを得ない場合を除きほとんど利用されていない。もっと気軽に、例えば里親も里子も関係が煮詰まる前に互いに距離を置いて心の整理をし、張り詰めていた心身の状態を休める場合にも利用できるようにすべきである。

一方、レスパイト・ケアは、実親から分離された里子自身にとって、再び里親からも分離されるのではないかという不安を抱きやすい。これを防ぐためにも、例えば、日頃行事などで交流のある里親同士がレスパイト・ケアの担い手となり、相互に支えあうなど利用しやすい環境づくりが必要である。

また、民間の関係団体等と連携し里子だけのキャンプやイベントを実施し、この間に里親の養育疲れを軽減するなどの方法も検討されることが望ましい。

5 里親制度全般の体制や仕組みの充実

(1) 児童相談所における体制の充実

保護者による十分な養育が受けられない児童が多くいる現在の社会状況において、里親制度は、家庭に最も近い養育が行なえるという点で児童にとって望ましい制度である。一方、家庭であるがゆえに施設と比べ閉ざされた環境にあり、実態が見えにくい面もある。専任の里親担当児童福祉司が複数いる大阪市でもフォロー体制は十分とはいえず、児童相談所における里親担当児童福祉司の増員による体制整備が急務である。

(2) 里親の資質の向上

国においては、平成21年度から、養育里親に対する研修の基準を示し里親認定要件として義務付けたところである。大阪市においても、すでに国の基準に基づき充実した基礎研修と認定前研修について、児童相談所が実施するとともに一部を社団法人家庭養護促進協会に委託している。また、認定後の里親研修の一部を大阪市里

親会に委託している。

さらに里親の資質向上を図るためには、里親認定後においても、委託児童の年齢や問題行動に応じたきめ細やかな研修が必要である。このためには、里親制度普及に関する長い歴史と経験を有する社団法人家庭養護促進協会において蓄積された様々な里親支援のノウハウの活用が有効である。

また、児童相談所とは別に相談窓口等として里親を支援する機関の必要性から考慮しても、研修のみではなく里親支援を総合的に実施するための機関として同協会を活用することも検討されるべきであろう。

(3) 地域の関係機関・団体等による里親家庭サポート

里親を孤立させず、里親家庭での養育を地域に開かれたものとし、委託児童に対し適切な社会的養育を行うため、児童相談所は、必要に応じ、児童相談所、里親、区保健福祉センター、保育所など児童福祉施設、学校、主任児童委員、民間里親関係団体などによる地域の特性に応じたチームを編成し、会議を開催するなど、児童の養育について協議し、里親が行う養育を支援することが望ましい。

また、このチームに加わる関係機関・団体相互間の情報交換や児童相談所への情報提供が里親家庭における養育困難事象の早期発見に役立つと考えられる。

(4) 里親を支援するピアサポートの導入

里親を支援するにあたり、児童相談所は申込み調査から児童の委託に至るまで、常に児童の立場にたってケースワークするため、里親の立場に常に立つということには限界がある。例えば、里親同士が集う里親会がピアカウンセリング養成講座等を開催しピアカウンセラーを養成したり、里親会会員を中心としたピアサポーターにより里親同士が相互に支えあうなど、里親自身が里親を支援するピアサポートの導入について検討が必要であろう。

(5) 市民協働による里親支援

大阪市では、平成16年3月に大阪市社会福祉審議会里親審査部会委員が中心となった「里親制度のあり方検討会」から「里親制度のあり方についての提言」を受け、里親制度の普及に取り組んできたところであり、平成20年度には、「里親施策推進プロジェクト会議」を設置し、関係機関・団体とともに、取り組みの強化を図った。平成21年度には市民ボランティアである「里親いろいろ応援団」が新たに加わり、行政、関係機関・関係団体とともに取り組み、里親フォーラムの開催など啓発活動において成果をあげたところである。今後は、里親制度の普及・啓発だけでなく、里親会組織に対する支援、あるいは身近な地域において里親を支援する面からも、「里親いろいろ応援団」のような市民協働の手法を工夫していくことが望まれる。

(資料 1)

大阪市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 児童虐待事例検証部会運営規程

1. 総則

大阪市における児童虐待の再発防止策の検討を行うことを目的として、児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に規定する児童虐待を受けた児童がその心身に重大な被害を受けた事例を分析・検証し、また、児童福祉法第33条の15に基づき、被措置児童等虐待を受けた児童について本市が講じた措置にかかる報告に対し、意見を述べるため、児童福祉法大阪市社会福祉審議会運営要領第9条第2項に基づき、児童福祉専門分科会の下に、「児童虐待事例検証部会」（以下、「部会」という）を設置し、その運営に関し必要な事項を定める。

2. 委員構成

部会の委員は、大阪市社会福祉審議会運営要領第10条に基づき、大阪市社会福祉審議会委員長が指名する委員で構成する。

3. 部会の会議

- (1) 部会の会議は、部会長が招集する。
- (2) 部会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- (3) 部会の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- (4) 部会の議決は、これをもって大阪市社会福祉審議会の議決とする。
- (5) 部会長は、必要と認めるときは構成員以外の出席を求めることができる。
- (6) 部会長は、必要と認めるときは関係機関への調査を行うことができる。

4. 検証等事項

- (1) 本市が関与していた虐待による死亡事例(心中を含む)すべてを検証の対象とする。ただし、死亡に至らない事例や関係機関の関与がない事例(車中放置、新生児遺棄致死等)であっても検証が必要と認められる事例については、あわせて対象とする。
- (2) 本市が所管する児童福祉施設等における被措置児童等虐待事例について、本市が講じた措置の報告を受け、意見を述べるものとする。
- (3) 部会が、児童虐待事例について検証する内容は次のとおりとする。
 - ① 事例の問題点と課題の整理
 - ② 取り組むべき課題と対策
 - ③ その他検証に必要な認められる事項

5. 検証方法

- (1) 部会における検証は、事例ごとに行う。なお、検証にあたっては、その目的が再発防止策を検討するためのものであり、関係者の処罰を目的とするものでないことを明確にする。

- (2) 部会は、本市から提出された情報を基に、ヒアリング等の調査を実施し、事実関係を明らかにすると共に発生原因の分析等を行う。
- (3) 部会は個人情報保護の観点から非公開とする。非公開とする理由は、検証を行うにあたり、部会では、児童等の住所、氏名、年齢、生育歴、身体及び精神の状況等個人のプライバシーに関する情報に基づき事実関係を確認する必要があるためである。

6. 報告

部会は、市内で発生した児童虐待の死亡事例（心中を含む）等について調査・検証し、その結果及び再発防止の方策についての提言をまとめ、市長に報告するものとする。

7. 部会の開催

死亡事例等が発生した場合、速やかに開催するよう努める。年間に複数例発生するような場合は、複数例をあわせて検証することもありうるものとする。

8. 守秘義務

部会委員は、正当な理由なく部会の職務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

9. 庶務

部会の庶務は、大阪市こども青少年局子育て支援部こども家庭支援担当が処理する。

附則

この規程は、平成 21 年 6 月 11 日から施行する。

(資料2)

大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待事例検証部会

委員名簿

氏名	役職等	備考
津崎 哲郎	花園大学社会福祉学部教授	部会長
加藤 曜子	流通科学大学サービス産業学部教授	
永田 道正	大阪市民生委員児童委員連盟会長	
苅井 順子	弁護士	
高田 慶応	大阪厚生年金病院小児科NICU担当部長	

(資料3)

審 議 経 過

平成21年12月25日（第1回部会）

- ・ 里親事例の概要
- ・ 保育所へのヒアリング

平成22年1月18日（第2回部会）

- ・ 第1回公判概要報告
- ・ 里親業務の流れ
- ・ 事例の検証ポイント、問題点と課題の整理

平成22年2月2日（第3回部会）

- ・ 関係機関・関係団体からの意見聴取
- ・ 問題点と課題の整理

平成22年2月16日（第4回部会）

- ・ 検証結果報告書（案）の検討

平成22年2月26日（第5回部会）

- ・ 検証結果報告書（案）の検討

平成22年3月29日

- ・ 検証結果報告書の提出